

令和3年1月19日

西宮市立山東自然の家における懇親会等の制限について

平素は、西宮市立山東自然の家をご利用いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、現在兵庫県に、緊急事態宣言が再発令されています。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、西宮市立山東自然の家では、下記の期間、飲酒を伴う懇親会等の実施を制限いたします。

利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

記

1. 当面実施を禁止とする活動

- (1) 飲酒を伴う懇親会・宴会
- (2) 長時間の会食（概ね1時間を超えるもの）
- (3) 20時以降の飲食

2. 制限期間

令和3年1月20日（水） ～ 緊急事態宣言解除日

3. その他

1に該当しない短時間かつ飲食を伴わない懇親会や会食を行う場合は、以下の感染症対策についての協力をお願いいたします。

- (1) 食事の前後に手洗い・消毒を行うこと
- (2) 大声を発する行為、マスクを外しての会話を行わないこと
- (3) 1m以上の間隔を確保し、正面や真横には座らないこと
- (4) 回し飲みや箸、皿の共用を行わないこと
- (5) 十分な換気を行うこと

以上

【問い合わせ先】

西宮市立山東自然の家

TEL 079-676-4100

FAX 079-676-4466